

平成19年3月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成19年3月12日（月）開会

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成19年太宰府市議会第1回(3月)定例会 環境厚生常任委員会]

平成19年3月12日

午前10時00分

於 第三委員会室

- 日程第 1 議案第 3号 字の区域とその名称の変更について
- 日程第 2 議案第 22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 4 議案第 24号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 5 議案第 25号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 議案第 26号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 意見書第1号 医師・看護師等の増員を求める意見書
- 日程第 8 意見書第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長	福 廣 和 美 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	力 丸 義 行 議員	委員	安 部 啓 治 議員
〃	山 路 一 恵 議員	〃	岡 部 茂 夫 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(11名)

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蛭 川 二三雄	人権・同和政策課長	津 田 秀 司
福祉課長	新 納 照 文	すこやか長寿課長	木 村 和 美
国保年金課長	木 村 裕 子	子育て支援課長	和 田 敏 信
保健センター所長	木 村 努		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議事課長	田 中 利 雄	書記	満 崎 哲 也
------	---------	----	---------

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） それでは、ただ今から環境厚生常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は、字の区域とその名称の変更1件、条例の改正1件、補正予算4件、意見書2件です。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 字の区域とその名称の変更について

○委員長（福廣和美委員） 日程第1、議案第3号「字の区域とその名称の変更について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） それでは、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、佐野地区の区画整理事業の完成にあわせ、分かりやすく将来とも混乱しない住所、事業所の所在地を表すことを目的といたしております。平成16年9月議会におきまして、実施する区域と方法につきましては、既に議決をいただいております。また、同年12月3日に住居表示事業の基本的な部分の勉強会を当委員会におきましてもさせていただいたところでございます。事業につきましては、説明責任を果たし、住民の理解と協力を得ながら進めるというのが本旨でございますので、市主催で3回、自治会主催で7回の説明会を実施し、大方の同意は得られたものと判断いたしております。法の定めによる30日間の公示期間を昨年の11月29日から12月28日まで行い、異議申し立て等も一切なかったため、本日は地方自治法第260条に定められおります市議会の議決をお願いするものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） ここに吉松の四丁目とありますけども、吉松は最終的にこの四丁目までになる予定なんですかね。計画的に四丁目から入っていつているんですかね。

○委員長（福廣和美委員） 市民課長。

○市民課長（藤幸二郎） 吉松の5号線から上の部分につきましては、吉松の下の方がまだ住居表示が実施されておられませんので、新しい名前でご検討願いたいということで、当時の区長さんが区域内の住民にアンケート調査をされましたところ、どうしても吉松西とか吉松台とか、吉松に類する名称がつくということで、5号線から下の部分の吉松につきましては、物理的にも

う1、2、3で割る以外に町割りのしようがないということで、地元の区の役員レベルでその辺のお話し合いがつけば、先んじて吉松四丁目というふうなことで、いたし方なからうということで、前例としましては、五条と観世音寺のときに1、2がなく、3から付けたところもございましたので、それほどたつてのご希望であればというふうなことでですね、協議して四丁目というふうな名称をご提案申し上げます。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 同じような質疑だったのですが、ただこれ飛び地のようになりますよね、ここは。

○委員長（福廣和美委員） 市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） 吉松の下の部分につきましてはですね、平成20年度を予定しておりますので、一時的に飛び地と言いますか、下の部分とは続いて1、2、3、4と将来的にはなるうかとは思います。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 今と同じ質問になるかも分かりませんが、いわゆる今から向佐野も当然平成20年度が目標になるわけですか。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） いいえ、これは平成19年度の事業でございます。

○委員長（福廣和美委員） いいえ、残りの部分。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） 残りと言いますと。

○委員長（福廣和美委員） 向佐野の残り。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） 高速道路より東側の向佐野の話でしょうか。

○委員長（福廣和美委員） うん、そうそうそう。残っている部分。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） 大佐野、吉松、向佐野の各一部が、まだこの区域には収まっておりません。

○委員長（福廣和美委員） そうですね。その部分はいつまでに。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎） 住居表示に関する法律の第3条で、市街地につき区域を定めるということがございますので、家がある程度建ち込んで道路水路が確定して、それで計画的にやるというようなことございますので、将来、（仮称）JR太宰府駅構想等もありますので、それに平行した町並みの形成に合わせてやるのが、法の定めによるやり方ではなからうかというふうに判断しております。

○委員長（福廣和美委員）　ということは、今、お答えになった吉松の残りの部分について、平成20年というのは、今、現存しているところの吉松の住宅街のところの住居表示を平成20年度にやるということですか。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎）　計画しているということでございます。高速道路から西側でございます。

○委員長（福廣和美委員）　ということは、吉松四丁目で吉松は一応終わり、五丁目、六丁目はないという考え方なんですね。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎）　そうです。説明会でもその時に残りの大佐野はどうなるのか、残りの向佐野はどういうふうになるのかというようなご意見が出ました。高速道路が区切りでございますので、マイナス一丁目と二丁目というのはありませんから、高速道路より東側のその部分については、全く新たな名前での事業になるだろうというふうなことで、お答えをいたしております。

○委員長（福廣和美委員）　今回、この青葉台、いわゆる通称青葉台団地ですよ、ここが全て、青葉台の住居表示になったということになるわけですね。

市民課長。

○市民課長（藤 幸二郎）　向佐野四丁目の上の部分でございますが、ここが非常にのりがですね、7、8mののりで、上にこの今少し青葉台一丁目と表示しているところが、本当は向佐野行政区なんです。で、説明会のときに非常に不便ではないから、この際もう連続性から言えば青葉台一丁目に含めるのが非常に自然的な形なんですね、それで地元の希望として、この際、行政区も見直して青葉台一丁目としてくれんかというような要望も出ました。で、連続性の問題からやっぱり青葉台一丁目の方が自然だろうということで、こういうふうなことでご同意を得てやった。この行政区の見直しについては、この次元で審議していただくことではありませんから、とにかく連続性のある分かりやすい住所の表し方をするためには、これがベストの方法であるというふうなことで進めたところでございます。

○委員長（福廣和美委員）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号「字の区域とその名称の変更について」を可決することに賛成の方は挙手願いま

す。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

従って、議案第3号につきましては、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名、反対0名 午前10時9分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
について

○委員長(福廣和美委員) 日程第2、議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) それでは、「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の条例の一部を改正する理由につきましては、筑紫地区介護認定審査会の設置に関する基本協定、これに基づきまして、事務局担当市町が2年ごとの輪番制というふうになっておりますことから、平成19年度より本市から那珂川町へ交代することによるものでございます。

まず、条例改正新旧対照表に基づきましてご説明申し上げたいと思いますので、23ページをお開きいただきたいと思います。

まず、新年度より先に説明申し上げましたように、事務局が代わりますことから、第2条中の第7号の筑紫地区介護認定審査会委員、これを削除いたしまして、そのことから第8号、第9号をそれぞれ繰り上げ、第8号を第7号、それから第9号を第8号と改正いたします。またこの繰り上げを行なったことから、第3条第1項中の第9号を第8号に改めるものです。

次に25ページをお開きいただきたいと思います。25ページの別表第1中の中ほどですけども、筑紫地区介護認定審査会の欄の全てを削除いたします。

以上のようなことから、次の26ページの別表第1の備考中4を全て削除いたします。

最後にですね、議案書の64ページを開いていただきたいと思いますが、その64ページに附則といたしまして、別紙のとおりですね、表記をいたしているところでございます。

以上のような一部改正でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

従って、議案第22号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○委員長(福廣和美委員) 日程第3、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

当委員会所管分の審査を行ないます。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行い、歳出の補足説明において、歳入が関連する部分を、同時に説明した方が分かりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を同時に説明した方が分かりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

また、今回の補正において、入札減、不用額、執行残等による減額分につきましては、説明を簡略に行なってください。

それでは、補正予算書20ページから23ページの3款民生費、1項社会福祉費について、1目から順に補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(新納照文) それでは、21ページの3款1項1目の説明を申し上げます。

地域福祉促進事業関係費でございますけれども、この予算につきましては、下水道の受益者負担金ということで上がっております。対象は看護学校跡地の社会福祉施設のものでございます。

通常ならば、有効面積に掛けてですね、金額を割り出すわけでございますけれども、この算入によりまして、一筆、全筆になりますけれども、あの大きな用地全てに対してですね、一括で申

請をするというふうになっています。受益者負担金も一括で発生するというようになっておりますので、全筆分を一括してということで計上させていただいております。面積といたしましては、11,806㎡でございまして、規定によりまして50%の減免をいただいた後の数字が2,593千円ということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 次の特別会計関係費6,508千円の減額補正でございます。

23ページの1行目でございますが、国民健康保険事業特別会計の基盤安定制度繰出金、これは7,669千円の減額です。これは保険税の軽減分と保険者支援分の国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額となっています。

次の特別会計繰出金の1,161千円の増額につきましては、財政安定化支援事業の追加でございます。

関連しまして、歳入の13ページをお願いします。13ページの14款国庫支出金の1目民生費国庫負担金の9節保険基盤安定制度負担金、減額で1,045千円。この歳出に伴う国庫負担金の減額補正となっています。

次に15ページ、県の負担金ですが、これも同じく保険基盤安定制度負担金で県費負担金が4,708千円の減額。これは税軽減分の県負担金相当分と保険者支援分相当分の県の負担金の減額の補正でございます。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 在宅老人対策費でございますけども、まず、13節委託料の給食サービス事業委託料ですが、これは先の12月議会で配食数の減に伴いまして、減額補正を行なっておりましたけども、その後も利用者の入院とか入所とか死亡等が重なりまして、実績数が見込み数よりも減少してきたということで、今回も減額をお願いするものでございます。

あわせて、歳入の方の13ページを見ていただきたいと思いますけども、この歳出予算の減額に伴いまして、12月の補正予算時に大変申し訳ございませんけども、歳入の減を行なっておりませんでしたものですから、今回あわせて減額をお願いするものでございます。

次にまた23ページに戻りまして、負担金、補助及び交付金のいわゆる老人憩いの場の整備補助金でございますけども、この減額につきましては、当初予算の編成時に一行政区から要望があっておりました。しかしその要望された区のですね、諸般の事情によりまして辞退されまして、また他の行政区からの要望もありませんでしたので、今回不用額として減額をお願いするものでございます。

それから、23節の償還金、利子及び割引料でございますけども、これは在宅老人福祉事業費国庫補助金精算返還金ということで、これは毎年翌年度精算ということでの返還金でございます。

次に老人ホーム関係費でございますけれども、まず20節の扶助費、この保護措置費につきましては、これは措置人員の減による減額でございます。

それから特別会計関係費でございますけれども、繰出金につきましては、これはあくまでですね、介護保険事業特別会計の補正予算で説明いたしますけど、それに伴う事務費に対する繰出金の増額補正を行なっておるところでございます。

それから、歳入の方をあわせてご説明するのを忘れておりましたけれども、歳入の13ページを開いていただきたいと思っておりますけれども、老人ホーム入所者の負担金、これは先ほど説明いたしましたようにですね、保護措置費の減に伴う減額補正です。

それから、次の16、17ページ、これはまほろばの里づくり事業基金繰入金、4,000千円の減でございますけれども、これも先ほど老人憩いの場の整備補助金の減額ということで、それに伴う基金繰入金の減額を行なっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それでは、5目の知的障害者福祉費についてご説明申し上げます。

知的障害者施設訓練等の関係費でございますけれども、これは新たな障害者自立支援法の一部改正により増も増えておりますけれども、対象者もまた増えてまいりました。そのことから当初予算から大幅に増額補正という形になるかと思っておりますが、17,673千円という数字になります。これはそれぞれの対象者が1名増えるごとにですね、かなりの予算が伴いましてですね、それに伴っての大型補正ということになるかと思っております。

関連しまして歳入の方の13ページをご覧くださいと思います。14款1項1目の1節でございます。こちらの方では国庫の負担金といたしまして、2分の1をこちらの方で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 次の8目重度心身障害者医療対策費と9目母子家庭等医療対策費の財源更正でございます。

歳入の17ページをお願いします。17ページの20款諸収入の雑入ですが、この中に民生費の雑入として、52,252千円を計上しております。これは障害者の高額医療費が48,286千円、母子家庭等の高額医療費が3,966千円、合計で52,252千円ですが、高額医療費が各医療保険から入ってきましたので、その分を歳入で上げておりますので、雑入を計上した関係で財源を諸収入と組み替えをしております。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 20節の扶助費、介護サービス費1,900千円の減額でございます。当初予算には3,228千円を含んでおりましたけど、年間を通して6人分を計上しております。

した。しかしながら、実際には2人分の申請ということでございましたので、1,328千円を残しまして、1,900千円を不用額ということで減額しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 続きまして、地域生活支援事業関係費でございます。まずこれは委託料でございますけども、地域活動支援センター事業委託料といたしまして、8,200千円の予算を組んでおりましたが、国、県の調査によりまして、今のところ、この地域活動支援センター事業といたしまして、移行する事業所がありません。3月末においてもおそらくこれは出てこないということで報告を受けておりますので、計上しております8,200千円全てを減額いたすものでございます。

それから、相談支援事業の委託料でございますけども、これも各市町においてですね、予算を計上しておるところでございますが、筑紫地区4市1町におきまして、共同設置の「つくしぴあ」の方にですね、委託をしようということで決定をいたしましたものですから、この3,402千円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 14日の後期高齢者医療費でございます。19節負担金、補助及び交付金で、福岡県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金で559千円を計上しています。これは昨年の9月から自治会館の中に設立しております準備委員会の事務費の負担金です。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 知的障害の施設訓練等給付費は、大体どういう伸びをしているのですかね、1,700万円からの。

○委員長（福廣和美委員） どこですかね。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 23ページの真ん中の方、5目ですね、ちょっと先ほど課長も伸びていると言われて、人員を言われませんでしたからね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず、この訓練等給付費につきましてはですね、いわゆる旧保護のですね、授産施設という形で考えていただければよろしいかと思います。社会復帰に向けましてですね、いろんな作業とか、あるいはまた経理関係ですね、数学の勉強も含めますけども、そういうものも全てその中の事業として取り組んでおります。その中で利用者がですね、療養介

護、この利用者が特に高額になるわけですが、こちらだけでも3名増えました。この療養介護につきましては、大体1人当たり年間300万円から、その前後ぐらいになろうかというふうに思いますが、それだけの負担が必要になってまいります。そういうことからですね、かなりの増額になります。そしてまた、これは申し上げておりませんでしたけども、当初予算におきまして、若干の無理がございました。少し人数をですね、絞ったところがございまして、これは私どもの当初の試算の中でのミスがあったというような形で認めざるおえないというふうに思いますが、当初の想定した人数よりもかなり増えたということでございますので、利用者につきましては、大体今30名程度が利用されておると思っています。それはこの30名程度につきましてはですね、子供さんも全部含まれていますので、子供さんに対しては、そんなに大きな予算ではございません。そういうことで、総合的に約30名の方が利用されておるところでございます。若干の人数、この若干の人数3名が大きな数字になっております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 3款2項の老人憩いの場整備補助金ですが、これはどこの区か公表できるのですか。

（介護保険課長「はい」と答える）

○委員（安部啓治委員） それとですね、今、老人憩いの場を設置している行政区が何箇所あるのか教えていただけませんか。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 当初予算で計上いたしておりましたのは、要望があつておりましたのは、つつじヶ丘区です。

それで、過去に議会の方で報告をされたかどうか、ちょっと私は記憶ないのですが、平成9年度から整備をいたしておりまして、全部言いますか。

（安部啓治委員「何区設置されているのか」と呼ぶ）

○すこやか長寿課長（木村和美） 数ですね。平成17年度まで・・・。

（安部啓治委員「行政区は何箇所ある」と呼ぶ）

○すこやか長寿課長（木村和美） 平成9年度から平成17年度まで16です。

（安部啓治委員「16ですね、はい、結構です」と呼ぶ）

○すこやか長寿課長（木村和美） はい、そうですね、16今までやってきております。

○委員長（福廣和美委員） それには、以前つくったところは入っていませんね。この補助制度でつくったところが16ということですね。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） はい、そうです。

○委員長（福廣和美委員） ちなみに、この補助制度を使わずに、こういう老人憩いの場を持って

いる区は、何箇所ぐらいあるのですか。分かりませんか。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） ちょっと私の方では把握していませんね。

○委員長（福廣和美委員） 確か水城ヶ丘区がそうなんです、あそこはこれができる前に老人憩いの場をつくっておる。それちょっと今分からんですね。

（すこやか長寿課長「ちょっと分からないですね」と答える）

○委員長（福廣和美委員） ついでにお伺いしますが、今回、つつじヶ丘区が断念をされたということでもありますけれども、今、現実にその申請はしているけれども、まだ現実に実行に至っていないという区はあるのですか。もうこれでないとか。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） はい、今のところありません。

○委員長（福廣和美委員） ないんですね。はい、分かりました。

他に質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 13日の地域生活支援事業関係費のところ、地域活動支援センターについては、今までは4市1町で共同設置、共同設置と言うか共同でどこか委託したいというご説明でしたけども、その委託先が見つからないというでの減額ですよ。

（福祉課長「いいえ」と答える）

○委員（山路一恵委員） それとはまた違うのですか。

（福祉課長「違います」と答える）

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず、地域活動支援センターにつきましてはですね、これは4市1町で共同して設置をしようということですね、「つくしびあ」にまず設置をさせていただきました。現在その「つくしびあ」が維持施設でありこれが全てです。で、この支援センターにつきましてはですね、各事業所が選択できるようになっております。障害者自立支援法の中で5年間の間で、何らかのサービス形態を法律に合わせた形で移行していこうというのがあるわけですが、これを例えば私どもが今考えてあったのがですね、宰府福祉会の方が当初手を挙げられて、このセンターの方を希望されておりましたけども、内部理事会の中においても、いろんな協議があったようですが、個別給付に切り替わりました。そういうことから、このセンターへの移行がなくなったということでございます。それでですね、私どもとすれば、他のセンターに移行を選択された事業者につきましては、法律に基づいての委託契約という形になるわけですね、そういうふうな形で委託料ということで上がっておりますが、実質全て事業所に委ねているという状況でございます。まあ対象がなかったということになります。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 対象がなかった。じゃあこれは別になくても、ないままこのままいくと

ということですか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 先ほど申しましたように、選択するのはあくまでも事業者でございますので、対象がなければですね、それはいたし方ないということですので、最低でも4市1町で設置しました「つくしびあ」、これだけは存続させていこうということで、筑紫地区では確認し合っております。

○委員長（福廣和美委員） それは、事業者が手を挙げた場合に、太宰府市なら太宰府市では何箇所までは委託することができるのか何かあるのですか。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 特にですね、件数とかですね、それは決まりも全くございません。あくまでも県の承認があればですね、このセンターというのは認められるわけでございます。そのセンターを設置するに当ってはですね、国とか県とか、あるいはまた市町村においても、補助というのが出てまいりますので、一定の代理の中ですね、行なうということになったと思いますが、今のところその数値は全く示されておりません。ですから、乱立するということは、ちょっと困りますけども、ある程度の体制をですね、国、県も考えておるようでございます。

○委員長（福廣和美委員） そうすると、事業者が手を挙げない限りこれは発生しないというふうになるわけですね。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 山路委員、いいですか。

（山路委員「はい、いいです」と答える）

○委員長（福廣和美委員） 次に、24、25ページの3款2項児童福祉費について、1目から順に補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） では、最初に母子福祉関係費のところの高等技能訓練促進費でございます。これは当初3人分で計上させていただいておりましたけれども、実績で1人ということで、今後の見込みを精査して減額するものでございます。

これにつきましては、歳入が関連します。14、15ページでございます。一番上の高等職業訓練促進事業補助金でございますが、これは、補助割合4分の3でございますので、実数減にあわせて減額をさせていただくものでございます。

歳出に戻りまして、次の償還金、利子及び割引料の母子家庭自立支援給付金国庫補助金精算返還金でございますが、これは平成17年度分でございます。実績によりましてこの額を返還するというものでございます。

それから、続きまして児童手当でございます。被用者児童手当と特例給付児童手当、二つ上げさせていただいておりますが、児童手当法が今年度改正になりまして、4月から小学校三年9歳までが、小学校終了前の12歳までに拡大されました。またあわせて所得制限も緩和されましたことから、9月議会において増額の補正をお願いしておりましたところですが、今回減額というふうになりましたのですが、これは被用者の関係、これは所得制限が緩和されましたけれども、影響がほとんどなかったということでございます。それと、特例給付厚生年金加入者の3歳未満の方が対象ですけれども、所得制限の緩和によりまして、被用者の児童手当に変更になった方が予想を大幅に上回りました、このような形で減額の補正をさせていただくということでございます。

歳入が関連いたします。12、13ページでございますが、下の方に児童手当が、非被用者児童手当負担金と特例給付児童手当負担金がございますけれども、おのおのの負担割合によりまして減額をさせていただくものです。

それから、14、15ページに県の関係がございますので、これは非被用者児童手当負担金の方ですが、負担割合3分の1によりまして減額をするものでございます。

それからまた歳出に戻らせていただきます。25ページの母子生活支援施設関係費の母子生活支援施設入所措置費でございますけれども、これも当初は3世帯分を一応見込んでおりましたけれども、今のところ1世帯で推移しておりますことから、今後の見込みを精査して減額をさせていただくものでございます。

これも歳入が関連いたしまして、12、13ページの児童福祉負担金のところがございます、母子生活支援施設入所措置費負担金です。この負担割合によりまして、減額をするものでございます。

次の県費もでございます。15ページでございますが、これも民生費県負担金の児童福祉費負担金のところがございます。これも4分の1負担割合がございますので、その分を減額をさせていただくものでございます。

歳出に戻ります。児童扶養手当でございますが、これも同じように、これは今後の見込みを精査いたしまして減額をさせていただきます。

歳入が関連いたします。これも12、13ページでございますけれども、一番下の段になりますが、3分の1が国庫負担ということでございますので、その分が減額ということで計上をさせていただいています。

続きまして、保育所費、歳出のところですが、私立保育所関係費でございます。運営委託料、これは歳出の減により減額するものでございまして、例年と比較しましてですね、今年度3歳未満時の入所児童数がちょっと少なかったというのが大きな要因かと思いますが、保育単価が3歳未満時の方が高いものですから、その分ということもありますけれども、入所数が例年と比べてちょっと少なかったということで、減額をさせていただくものでございます。

これにつきましては、歳入も関連いたします。12、13ページでございますが、児童福祉負担

金の保育所運営費負担金、国庫の分の10分の5。それから、14、15ページの県費でございます。これは保育所運営負担金10分の2.5ということで、これもあわせて減額をさせていただくものでございます。

歳出に戻らせていただきまして、私立保育所の保育対策等促進事業実施保育所補助金でございますが、これは、延長保育とか一時保育とか保育所で事業をしております。その今後の見込みを精査いたしまして減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（安倍陽委員「この予算とはちょっと関係ないですけど、ちょっといいですかね」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） はい、安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 保育料等が、結局夫婦で働いたりしよったら高いんですね、やっぱり7万円やらいろいろ払わねらんとというような、何のために奥さんも一生懸命働いてあるか分からんような。そういうものを今後はもう少しダウンできんものだろうかと、まあ法律的にそういうふうになっておるから、本市だけでということとはなからうと思うけれども、やはり保育料を下げてやったら、やはり今の少子化というのがね、防いでおかれると思うから、そういうふうなことを今後考えてもらいたいと思うんですが、ちょっとこの本題から離れるんですけどね。

○委員長（福廣和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 新年度につきましてはですね、新年度予算の絡みも当然ございませうけれど、今度保育料の体系と言いますか、いわゆる所得税減税分の関係とかが段々ゼロに今度なってきたておりますが、その関係で見直しがなされます。で、あわせて今まで、第一子、第二子、第三子とこう数え方のそのまあ、3歳未満児の方が高い方から数えておりましたけれど、今度は年齢の高い方から全額、そして未満児の方を二子とかいらっしゃれば、半額とかですね、というふうな形で今度制度が変わりますので、これは単にその市町村レベルだけでなかなかできにくいところを新年度は国がそういうふう子育支援の一環という形でですね、制度を変えてくるということでございますから、その中でちょっと推移を見させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） できるだけ下げようをお願いします。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 母子家庭自立支援給付金についてお伺いしたいのですが、これは対象が何人で、その内何人に支給がされたのかということは、数字はわかりますか。

○委員長（福廣和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 返還金のところで言いましたけど。

（山路委員「25ページのところ」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 25ページの返還金でしょ。

（山路委員「23節、はい、そうです」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 母子家庭自立支援給付金国庫補助金精算返還金。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 返還金のところですね。

これは、高等技能訓練促進費と自立支援教育訓練給付金と二つあるんですけども、高等技能訓練の方がお一人です。それと自立支援教育訓練給付、これも一人の申請で、中身的にはですね、高等技能関係というのは准看護師ですね、こちらの方の申請。もう一人の自立支援教育訓練関係の方はホームヘルパーの2級、住環境コーディネーターの2級というのがあるわけですが、その補助をいただいた方、お二人が対象ということになっています。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 所得制限とかもあるわけですけども、対象人数が何人とかというところまでは分からないのですか。

○委員長（福廣和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） これは、実際申請があったそのまま、該当したということですね。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 先ほど今度の児童手当の年齢がアップしましたよね、それと収入の面でも額も上がったけれども、それに該当する人は、当初計画しておったよりも少なかったというお話でしたよね。

（子育て支援課長「はい」と答える）

○委員長（福廣和美委員） 所得制限が緩和されたにも関わらず、対象が増えなかったというのは、それだけ収入が多い人は、収入の面がかなりやっぱり多いという感覚でいいんですかね。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 所得制限のそのものの額が、もともと児童手当関係というのが、460万円、扶養関係とかありますけれども、それが厚生年金、共済年金並みの特例給付の532万円という所得の幅が半分上がったんですね、ですから、そういうところの所得の方は、実際この中にはほとんどいらっしやらなかった、それ以下の方、今までの対象の方がほとんどであったというのが児童手当の関係だと。あと特例給付の関係は国が全額みますけど、これはもともと所得制限を越えた方が対象でしたんで、その範囲がまた今度上がりました関係で、一般の特例給付じゃないところでまた対象に入ってしまった、実際、国が全額みますときについては対象が、そこまでの所得の人はやっぱり少ないということで、やはりその所得制限の緩和

というのが一番大きな中身になりますね。

(委員長「分かった」と呼ぶ)

○子育て支援課長(和田敏信) これは、児童手当の制度がずっと変わってきていますから、3歳未満と3歳以上と、それと小学校まで移行して変わってきている関係ですね、非常に一般の方からみても分かりにくいし、我々からみてもスパッと言いにくいところなんですけども。

○委員長(福広和美委員) 要するに今の説明でいくと、今まで給付を受けていた方がいらっしゃるわけですね、それがその所得制限の緩和があったにも関わらず、その今までの範囲の中でしかなかったということですかね。

(子育て支援課長「ちょっと具体的な数字等」と答える)

○委員長(福広和美委員) いわゆる児童手当の給付を受ける年齢だけでいけば受けられるけれども、所得制限の枠でいくと受けられない世帯がどれくらいあるかということですね、それは今分かりませんかね。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(和田敏信) 一応、被用者児童手当の人数の関係で、取り下げ等ありますけれども、当初ですね、大体355人ぐらい見込んでいたんですけれども、月当たりですね、で、現在334人ということで、当初から比べると21人ほど該当が減っているということですよ。それと特例給付につきましても、月当たりもともと240人増と見込んでいたんですが、実際は月平均は今19人ということで、221人減るというような形なんです、ですから、実際これから見ますと、非被用者関係は所得制限そのものは、この分についてはそう影響が、対象者が増えていないということになりますからなかったんですけど、特例給付の方は格段にその該当する人が増えてしまったということですね。特例給付関係のですね、収入の関係で言いますと、最低のところ622万5千円になると、所得に直しますと460万円、やはりこれだけの収入のある方というのはそう多くはないので。

○委員長(福広和美委員) はい、分かりました。

他に質疑はありませんか。

山路委員。

○委員(山路一恵委員) もう一点、ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、生活支援施設の入所については、先ほどの説明では予算は3世帯分に対して、実績が1世帯分というご説明でしたでしたけれど、希望としてはですね、まだ数としては上がってきているんじゃないかと思うんですよ、入所を。

○委員長(福広和美委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(和田敏信) 一応、これはこちらでお答えするとか、そういうところで今しているわけでございませんで、本人さんの希望とか家族の状況とかの中でこれをしてきておりますから、実際、今1世帯と言いましたけれど、もう概ね3年近くになられると思いますけどですね、あとは普通はやはり協議もしたりすることもございますが、こちらからは協議の結果で

しかやはりできませんので、それで断るといふうなことで進んでいるということではございません。

○委員長（福広和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） その母子生活支援施設というのは、要するに母子家庭として生活が苦しいとかという方が一般的に入所する施設なのですか。

○委員長（福広和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 自立支援という形ですよ、そこに入所して、いわゆるそこで働かれて自分の生活を。

（山路委員「そこで立て直すということですよ」と呼ぶ）

○子育て支援課長（和田敏信） そういうことですね、はい。

○委員長（福広和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 例えばそのDVとかでね、言われるような駆け込み寺と言われているようなところとはまた違うのですよね。

○委員長（福広和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） そうですね、一時保護的なものも。

○委員長（福広和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） それも含まれるのですかね。

○委員長（福広和美委員） なかなか皆さんもよく分かっていないかも分かりませんので、聞きますけど、この要するに生活支援入所ということは、入所する場所があるということですか。

（子育て支援課長「そうですね」と答える）

○委員長（福広和美委員） 太宰府市に。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 太宰府市にあります。県内に。

○委員長（福広和美委員） 県内にでしょ。今、言われたように、駆け込み寺とは違うんですよ。要するにDVによる駆け込み寺というのがありますよね、それとは違うんですよということですか。ちょっとそこをはっきりしてほしいなど、ちょっと説明してくれませんか。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援部長（村尾昭子） 施設そのものとしては、法律的にはDVのその駆け込み寺、一時非難所の施設ではないと。あくまでも母子家庭になられた方々が、今後の生活を立て直すために一時的にそこに入って仕事を見つけ、そこから勤務先に行って、そしてまあ2、3年以内に外に出て実際に自分たちで生活をするという面もあるんですね。で、DVの駆け込み寺と言いますと、やはりパートナーから逃れてということですから、どこにいるということは言えないわけですね。で、この母子入所施設の方になりますと、「どこそこに入ります。」「私はここに入ります。」あるいは、「住民票をもう移します。」、もうしっかりその母子家庭の方の住所、居住、そういったものを公然と外に出すということになりますけど、DVの避難所にな

りますと、そういったことは出せませんので、そういった本当に市民生活の中で保護して、そしてつくってあげるといふ施設になりますから、施設そのものとしては全く別の施設と。ただ、DVの方が最初どうしようもなくって、そういう相談とかにみえて、間接的にですね、ご本人ではなくって、そういう場合も中にはあると思いますけれども、相談を聴きながら整理をしていくと、この方はDVのやはり駆け込み寺、センター的なところにいろいろ相談しながらお願いしていく方なのか、この母子家庭入所施設がいいのかという、そのすみ分けというか、そういうものが整理されてくるということになります。

○委員長（福広和美委員） それは分かるんですよ。聞いているのは要するに、駆け込み寺の場合だって、教えられないけどもちゃんとしたものがあるじゃないですか、そういったところがあるわけでしょ。

（健康福祉部子育て支援担当部長「はい、センターですね」と答える）

○委員長（福広和美委員） センターというのがあるわけでしょ。だからこの入所施設というのが、こことこことこですよというふうにあるのかどうかというのを聞いているんですよ。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援部長（村尾昭子） この入所施設がですか。

○委員長（福広和美委員） そうです。あるのであれば、福岡県内に何箇所ぐらいあるのかなと。と言うのがね、この問題でいいですか、山路委員。

（山路委員「はい、どうぞ」と呼ぶ）

○委員長（福広和美委員） 今言われたように、母子家庭になられた方が、生活基盤を立て直すために、そういうところに入って、また技術訓練を受けたり、いろいろされるんでしょうけども、今、一般的に多いのは、そうなった場合に生活保護ということを受けながら次の仕事を探すというケースもかなりあると思うんですね。だからこういう入所施設がもしあって入れるのであればね、その生活保護を受けるよりは、こちらの方をお勧めせないかんとということになると思うんですが。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 県内にですね、母子家庭支援施設として12箇所ございます。

○委員長（福広和美委員） 12箇所。近隣ではどこにあるのですか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 福岡市。

（安部陽委員「百地やろ」と呼ぶ）

○委員長（福広和美委員） 今現在、太宰府市の人で入所されている方は、だからいなかったんですかね。1人ですかね。

（子育て支援課長「1人ですね」と答える）

○委員長（福広和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 働いて生計はそれなりに収入のあるような、そういうふうにごう

なってきたという状況ですね。だから。

○委員長（福広和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） もうちょっと数が多いような気がするんですけど、この1世帯しか入っていないというというのは何かちょっと。

○委員長（福広和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 2、3年前は3世帯ほどとかやはりいらっしゃいました。やはり自立を1、2年していくというふうにやっていかないと、長期間そこに行くとかという話ではございませんけれどもね。

○委員長（福広和美委員） 生活保護を受けたいと言われた相談に来た人たちにも、こういう施設がありますよという説明をされているということですね。そういうケースはあんまりないですか。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 私ども生活保護担当の課としてはですね、実際そういうふうな相談はほとんどないですね。実際はやはり今生活に困ってですね、職を得るまでの期間、例えば2ヶ月、3ヶ月、その間の申請というのは、結構多ございました。

○委員長（福広和美委員） ありますよね。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） はい。施設に入るからですね、どうというようなこともない。また、私どもも短期間でございますので、新たなこういう施設を紹介するまでには至らないところだと思います。

○委員長（福広和美委員） 相談者の方からね、こういうところに入所したいということはないと思うんですよ。ほとんどご存知ないと思う。逆に言うところこういう施設、その生活を何とかしたいという意向で、短期間に就職先が見つかる間の、結構来る前にでもね、こういうのもありますよという説明は、行政の方からするということはまずあんまりないと。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） はい、今のところはあんまりないですね。ただ、そういうふうな話で、子育て支援課の方との連携というのはですね、DVも含めて取っておりますので、そういう該当者がおられれば、それぞれの課においてですね、連携しながら進めていくような形になろうかと思えます。

○委員長（福広和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 委員長が言われたように、やっぱりそのDVが原因でね、その家を出たいんだけど、なかなか蓄えがないから出られないという相談というのが結構あるんですよ。で、そういうときにやっぱり、こういう施設があるということについてはですね、言っていていただきたいと思うし、その入る入れないは当然条件的なものが出てくるとは思うんですけど、知らない人が多いと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでは、ここで、午前11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時16分

○委員長（福廣和美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 次に、4款衛生費、1項保健衛生費について、3目から順に執行部の補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） 3目母子保健費、13節乳幼児健康診査委託料の5,641千円の減額補正の説明を行ないます。

この件につきましては、17ページを開いていただけますでしょうか。歳入18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、5節地域福祉基金繰入金の同額減額補正と関連いたしますので、一括に説明させていただきます。

現在ですね、1歳6ヶ月、それから3歳児についての健康診査につきましては、九大の小児科医派遣による集団検診を行っておりますが、平成18年度予算計上時点におきましては、派遣の有無がですね、確定していなかったため個別検診での予算計上をいたしておりました。それで、財政課指示により、一般財源の不足部分を18款の地域福祉基金より繰入予算措置をしておりました。結果としてですね、平成18年2月に派遣が決定いたしましたので、例年個別で検診を実施している10ヶ月検診者数が不確定のため、決算時に再度見直すという前提で、その精査をした結果、今回の減額補正となっております。なお、今後審査していただく平成19年度の予算につきましては、九大の小児科医の派遣が決定しておりましたので、基金の繰越は平成19年度はないようになっております。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 6目環境衛生費の環境美化推進費の19節負担金、補助及び交付金の古紙等資源再利用事業奨励金は、地域で取り組んでいただいております古紙等の集団回収の回収量が当初の見込みから、約300tほど減少する見込みとなりましたことから、2,000千円を減額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 300 tの減少ですか、古紙が。今、古紙の再利用については、随分変わってきている点があるように思うんですが、まあ業者の問題もあるけれども、金額的にはどうなんですかね。今、奨励金はあれはt当たり、kg当たりですか。

環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) はい、kg当たり7円。

○委員長(福廣和美委員) kg 7円。これは変わっていないのですよね。この減少の理由は何か分かります。分からないですか。

環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) 一つには、約60%が新聞紙でございます。減ったとすれば、新聞販売店等でも新聞回収を始められているところがございます。その影響も多少は出ているのかと思います。

○委員長(福廣和美委員) あれは筑紫地区かな。市でしているみたいじゃないったいね、新聞販売店はね。エリアがあるんで、エリアごとにどこか委託してやっているみたいですね。新聞の回収はね、古紙回収を。皆さんご存知ないですか。

(「西日本新聞はしているみたいですね、エリアごとに」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) あれは結局は、どこがどういうふうになっているのかは分からんよね。まあいいです。分かりました。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 次に、24ページから26ページの4款衛生費、2項清掃費について執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) 塵芥処理費につきましては、昨年9月17日に襲来しました台風13号により、環境美化センターの0番倉庫の屋根の一部等が飛散しました外、工場棟、管理棟の一部が被害を受けまして復旧工事を行いました。その財源の一部30万円を起債にしておりましたが、起債が認められなかったために一般財源に更正するものでございます。

この件に関しましては歳入と関連しておりますので、ここで説明させていただきます。歳入の18、19ページ、21款1項11目災害復旧債、3節現年発生単独災害復旧事業債の2段目、その他施設災害復旧事業債300千円を減額補正しております。

更に、関連いたしますので7ページの第4表をお願いいたします。地方債補正です。第4表の一番下、現年発生単独災害復旧事業債の補正前の限度額1,100千円となっております。これが補正後0となっておりますが、この内の300千円分が今説明しました環境美化センター災害復旧工事分でございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） この前の台風で、というのが水城堤防跡の倒木ですね、倒木の処理辺りは、環境課ではないと思うんですが、これはこの担当の方はいらっしゃいませんけども、随分ボランティアでね、自分たちで片付けたというのがかなりあるんですよ。で、本来ならば市がやるべきところをお金がないと、ずっとほったらかしと、ほったらかしという言い方はちょっと悪いけども、その場で要するに処理のしようがないということで、それではあまりにも酷いのではないかということで、市民の人自らね、自分たちで片付けて処理をしたというケースもあるということをごすね、是非環境課の方にも知っておっていただきたい。

（市民生活部長「はい、分かりました」と答える）

○委員長（福廣和美委員） というふうに思いますので、そういうボランティアがないと。一般の皆さんが来られたときに、観光客等が来て、誰がした彼がしたというのは分からないわけですから、そういうやっぱりボランティアがあるということをごすね、是非知っておっていただきたいなというふうに思っております。

以上で歳出を終わります。

次に歳入に入りますが、先ほど歳出で説明していただきました以外で、歳入に関連していない箇所がありましたら補足説明をお願いいたします。

ありましたら順にどうぞ。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） それでは、12、13ページの12款でございますけれど、民生費負担金の保育所保育料現年分でございます。これにつきましては、今後の収入の見込みを精査いたしまして、減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 他に説明はありますか。他ありませんか。

（その他執行部からの説明なし）

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでは、次に7ページの第4表「地方債補正」の変更、「現年発生単独災害復旧債」について、一部当委員会所管分がありますが、先ほど環境課長から説明がありましたので、補足説明と質疑は省略します。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 関連でいいですか。

○委員長（福廣和美委員） どうぞ、山路委員。

○委員（山路一恵委員） 後期高齢者の医療費について、現役世代の後期高齢者の支援金というのがありますよね、現役世代が負担をする医療保険料というものは、大体、今、介護保険とやっぱり同じような感じで、40歳からになるのですか。保険料の支払は。

○委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 詳しいことはまだ出てきていないのですが、制度的には大体骨組みは介護保険と同じ仕組みなんですよ、5割が公費で4割が現役世代の保険料からということで、あとは1割を高齢者自身の保険料でというになっていますので、40歳以降の方になるんじゃないかなと、介護保険と同じことになるのかなと思っていますけども、でも今、国民健康保険なんかが出しています高齢者の納付金については、そういった年齢的なしわ寄せになっていませんから、全年齢からかもしれないですね。4割ということで載っていましたが、すみませんちょっと詳しく確認してみます。今の老人医療の納付金という考え方から言えば年齢的な介護みたいなことにはならないかもしれませんね。ちょっと確認させていただきます。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

お諮りします。

ここで採決に入るところですが、1名まだおりませんので、先に日程第4を議題にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、先に日程第4を議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第24号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第4、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書32ページから45ページにおける主な内容について、執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今回の補正予算は歳入歳出それぞれ59,605千円を追加しまして、トータルで5,987,832千円とさせていただきます。

まず、歳出の方から説明いたします。43ページをお願いします。

1 款の総務費ですが、需用費の印刷製本費254千円。それから給付事務電算委託料が777千円。これはともに法改正に伴う様式の変更で補正を上げさせていただきます。

2 款の保険給付費ですが、一般被保険者療養給付費、これが20,948千円の減額。退職被保険者等療養給付費、これが139,572千円の増額、あと退職被保険者等療養費で211千円となっております。一般被保険者の療養給付費は、被保険者数の減少の影響だと思われます。平成18年3月末から平成19年2月末の被保険者を比較しますと80人ほど減少しております。これは景気回復に伴う社会保険への移行が影響しているものと思われます。退職被保険者につきましては、同じく平成18年3月末から平成19年2月末を比較しますと360人の増ということで、これはやはり退職をされて国民健康保険に加入されると、そして公的年金の受給資格を持っておられる方が360人いらっしゃるということになっています。

次に保険給付費の高額療養費ですが、一般、退職ともに減額となっております。合計で93,949千円の減額。この決算見込みに照らして減額補正をしておりますが、昨年の4月に診療報酬が3.2%ほど減額改定されております。それと自己負担分の増額ということで、自己負担も少し増額させていただきますので、その影響も出ているのかなと思っております。平成17年度の決算見込みとほぼあまり変わらないと、一般被保険者については、平成17度決算見込みよりも少し減額になる見込みということで、減額補正となっております。

7 款の基金積立金は、基金の利子分を積立しております。

次に44ページ、45ページの償還金及び還付加算金でございます。退職者医療療養給付費交付金の精算返還金で33,637千円の増額補正です。これは、前年度の精算によりまして社会保険の支払基金に返還するものです。

次に歳入の方の説明をさせていただきます。38ページ、39ページをお願いします。

まず、2 款の国庫支出金、財政調整交付金が8,398千円の増額となっております。これは法改正に伴う対象事業費の増に伴う補正です。

3 款の療養給付費交付金11,785千円の増額補正です。退職被保険者の医療費が増加したことに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金が増額となっております。

財産収入の利子及び配当金の51千円、これは基金の利子の収入を上げております。

最後に7 款の繰入金でございますが、1 目一般会計繰入金、これは一般会計補正で先ほど説明させていただきました同額を国民健康保険事業保険特別会計の歳入で計上をしております。保険税軽減分が5,580千円の減額、保険者支援分が2,089千円の減額、それと財政安定化支援事業の繰入金で1,161千円の増額となっております。

次に基金繰入金、40ページ、41ページですが、基金繰入金が45,879千円を財政調整基金からの繰入を増額とさせていただきます。これをもちまして基金の残高はほとんど数万円程度と

いうことで、残高がなくなっております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 退職者被保険者の療養費が急増しているわけですね。で、今年度来年度、今からこの国保がこれから増えていく一方だというふうになると思うんですが、360人増えて139,572千円の増になったわけですね。そうすると今から先の見込みとしては、もう当初から療養給費というのは相当の額を見込んでおかないといかんということなんです、だから5、10年が一番ピークになってきますかね。これ当初の予算が補正前が1,386,223千円、約1割の伸びなんです。今回の平成19年度予算にはもう反映されているのでしょ。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 概ね反映をしております。ただし、退職者被保険者の療養給付費につきましては、公費の負担がないということです。ですから国とか県とか市の負担は、退職者については原則ないようになります。で、本人の保険料の分を除いた残りについては、大部分社会保険の支払基金の方から補填をするということになっておりますので、私どもとしては、退職者被保険者がどちらかと言えば、きちんと退職被保険者として適用させていただいた方が保険としては有利ということでやっております。

○委員長（福廣和美委員） はい、分かりました。

それともう一点、高額療養費の件がありましたけども、以前説明を受けましたけども、今、いわゆる窓口での支払いは、高額療養費の分は省いて納めることができるというふうにもうなったのですかね、まだなっていない。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、今年の4月から70歳未満の方についてですね、入院に関しては、高額医療費の現物支給ということが実施されますので、ご本人が事前に認定証を申請をして交付を受ける必要はあるのですが、病院窓口でそれを提出することで、自分の自己負担以上の分はもう払わなくてもいいというふうになります。

○委員長（福廣和美委員） その手続きは市と今まで貸付制度というのがありましたよね、それとあまり変わらないのですか。それともそれよりも簡素化された内容で手続きが取れるのかどうか。いわゆる受給者が市役所に置いてある用紙に記入をして、市役所の印鑑があればもう病院にもって行けばそれでお済むのかどうか。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 高額医療の貸付制度も簡素化されます。高額医療の貸付は、最初の申請とか、病院から印鑑をもらってくるとか、高額医療費のまた再度の精算するというふうな

手続きになりますけども、これは事前に認定証の交付を受ければ、もう自己負担までが支払ということになりますので、高額の場合は9割しか貸付いたしません、現物支給の場合は、もう全て高額に当る分については現物になりますから、支出すればもう少なくて済みますので。

○委員長（福廣和美委員） その認定証というのは、どうやって。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 入院するので、認定証を交付してくださいということを窓口で申し出ていただければ、代理の方でも結構です。で、例えば入院が事前にもう急になったりしますけども、入院されてから直ぐ申し込まれても。

○委員長（福廣和美委員） 構わないわけですね。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。何ヶ月も遡りませんが、されてその月の内であれば一日に遡りますので、大丈夫だと思います。

○委員長（福廣和美委員） 分かりました。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） それでは前に戻りまして、先ほどの日程第3号、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分について、採決を行います。

議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

従って、議案第23号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 続きまして、次に日程第4、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。

議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

従って、議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時42分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第25号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○委員長(福廣和美委員) 日程第5、議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書46ページから53ページにおける主な内容について、補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) まず、今回の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,143千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,463,022千円とするものでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。52、53ページ、まず庶務関係費の委託料でございますけれども、介護保険システム電算委託料、これは平成20年4月に施行予定されております医療制度改革に伴いまして、国の指導によりましてですね、介護保険関連のシステムの改修事業費を計上いたしておるところでございます。なお、今年度でこの事業は完了できないためにですね、繰越として繰越明許費を計上させていただいておるところでございます。

それから23節の介護保険事業費補助金返還金ですけれども、これも例年行っております補助金精算による返還金でございます。

それから次の介護認定審査費でございますけれども、これは筑紫地区の介護認定審査会負担金の減額でございますけれども、これは後でご説明いたします筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算、これに係る審査委員さんの報酬、それから費用弁償、これが減額になっておりますので、それに伴う太宰府市分のですね、負担金の減額を行なっておるところでございます。

それから、歳入につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、介護保険システム電算委託料の補正に伴う国庫補助金の増額補正と、繰入につきましては、歳出に伴います事務費を一般会計から繰入をするというものでございます。

それから49ページに先ほどお話ししましたように、医療制度改革に伴いましてですね、委託料、これは国の指導によりまして、平成18年度事業として補助事業、事業補助を行なっておりますので、制度改革改正に対応する部分についてのシステム改修の。具体的な内容については、引き続き関係機関と事務処理方法などをですね、調整を行なう必要があるというようなことからですね、来年度へ繰越手続きを行なうということで、明許繰越の方にですね、計上させ

ていただいておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） ちょっとこの場で聞いていいのかわからないのですが、介護認定審査の手続き書類が、古い書類で医療機関に回ってですね、それをこっちに問い合わせをしたら、これは古いんですよということで受付られなくて戻されましてね、それで発行したところの電話を教えてくださいと言ったら教えてくれなかった。それで何か手間隙掛かってですね、最終的には早く審査は行ってあげたいに聞いているんですが、そういう事案は聞いておりますか。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 直接その事務的な部分は私の方にはちょっと。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） いや、こちらの方に市役所に問い合わせがきておるはずなんですがね。

（すこやか長寿課長「古い申請書ということですか。」と言う）

○委員（安部啓治委員） こっちから発行している分ですか、その団体を言っているのか分からないのですが、医師会の方から何か、古いの廃棄してなくて、それで出してですね、医療機関に回って、それを医療機関書き込みますよね、それで実際出してきたらこれは古い書類だということで戻されたらしいんですよ。それでこちらの方に問い合わせしたら、医師会の番号を教えてくださいと、そうしたらそれは教えられないと、個人情報に引っかかるのかどうか分からないんですけど、まあ電話帳引けば医師会載っておるんですけどね。それですったもんだがあつて、申請が遅れたようなことを聞いておるんですよ。そういう話は聞いていませんか。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） ちょっと私は直接聞いていませんね。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） だからそのやっぱり古い書類がですね、出回ることで事体がおかしいんで、その辺はやっぱり指導をしてほしいなと思っているんですよ。かなり迷惑を掛けたみたいなのでですね、その後の対応は何か早かったとは聞いておりますけど。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を原

案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

従って、議案第25号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午後11時49分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第26号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について

○委員長(福廣和美委員) 日程第6、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書54ページから59ページにおける主な内容について、補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(木村和美) 今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,021千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,084千円とするものでございます。

まず、58、59ページの歳出からご説明申し上げます。まず、一般管理費の認定審査会関係費でございますけれども、この負担金につきましては、事務局職員の人件費の負担金ということで、決算見込みによる不用額でございます。

それから、次の認定審査会費の介護認定審査会費の減額につきましては、これも一般会計でちょっとご説明申し上げましたように、認定審査会の委員さんの報酬、及び9節の費用弁償の減額ということで、審査会にですね、欠席等があるようでございます。その不用額ということでの減でございます。

それから歳入の方につきましてはですね、歳出予算の減に伴う4市1町それぞれ負担金の減額ということでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

従って、議案第26号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時51分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程8を一括議題

○委員長（福廣和美委員） お諮りします。

日程第7、意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」、及び日程第8、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、日程第7、及び日程8を一括議題とします。

意見書第1号、及び意見書第2号について、委員の皆さんから意見をお伺いします。

ご意見はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 意見書第1号については、具体的に人数まで出しておるわけですね、この配置基準等は法律も定められてはおると思いますけども、やっぱりあまりにも具体化し過ぎておるというような感じをもっておるわけですが、そういうところを譲歩できたらと思うんですけどね。

○委員長（福廣和美委員） 他に意見はありませんか。

（安部陽委員「目的は一緒ですからね、大体」と呼ぶ）

○委員（安部 陽委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 今、安部陽委員が言われたことは、特にどういうふうにされたいということなんでしょうか。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 配置基準を抜本的に例えば記の2の場合ですね、配置基準を抜本的に改善してくださいとか、まあそういうような文書にさせていただいたらということですね。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） まあそれは、そういうご意見があるというのは分かりますが、これはあくまでもこの内容で意見書を出してほしいということですから、文書を変更するのは、私自身賛成者の一人になっておりますけども、やはりこれは現場の声ということですね、これはこの人数が最低基準だろうということで、最低でもこの人数での要望でしょうから、これはこの

内容でお願いをしたいと思います。

○委員長（福廣和美委員） ちなみに、執行部の方で分かりますかね。今、現状はこの今お話が
出ました「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤は患者4人に対して1以上」と、要するに配
置基準をですね、この配置基準は、今、現状は何名になっているのかというのは分かります。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 詳しくは私も存知上げないのですが、看護師とか医師の配置基準は
医師法の制度の中で規定されているということなんですね。で、中を見ますと非常に分かりづ
らいんですけども、ちょっと読まさせていただきます。看護師及び准看護師の配置基準ですが、
「療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る
病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及一般病床に係る病室の入院患者の
数を3をもって除した数と加えた数」となっているんですね、ですから、どういう患者さんが
入院してらっしゃるのかとか、そこがどういった正規の病院なのかということによって、いろ
いろ定数、最低基準というものは変わってくるようなんですが、ちょっと何と言うんですか、
看護師さんの数と患者さんの数は4対1とか3対1とかというふうに表示されている部分では
すね、患者さん4人に対して1人ですよとか、3人に対して1人ですよと、実質的にはです
ね、ということではないらしいんですよ。実際は20人に1人だったりとか、結局24時間です
から3交代になりますので、実質そこに時間帯に患者さんに対して看護師さんがいらっしゃる
人数は、実際は3人に1人とか4人に1人ではなくって、20人に1人だったりとか、最大です
ね、するようなケースがあるというふうにちょっと調べたら書いてありましたので、かなり
今、厳しい人数ということは情報では持っております。

○委員長（福廣和美委員） そうですね。それは大体分かりますね。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今そして厚生労働省は病気に対して7対1にすると、診療報酬を少
し高くしますというふうなことで、厚生労働省が動いていることで、何か看護師さんが大病院
に流れて行って、ちょっと困っているというふうなことも情報が入ってきておりますけども。

○委員長（福廣和美委員） 取扱いをどういたしましょうかね。

方向は一緒なんですけども、内容的には若干違うところもこうあるんですけども、一つひとつを
採決するというので、取り諮らってもよろしいでしょうか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） この2番ですよ、記の2に10人に対して1人以上だとか、4人に対し
て1人以上というのは、現状は今それよりも高いところにあるというのはもう間違いないので
しょうか。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） はい、それは間違いないです。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） ですよ、いや、今、こっちに質問したらちょっと分かりにくいものですから。

私は、「とするなど」になっているから、確定している文章ではないと私は判断するんですけどね。

○委員長（福廣和美委員） それでね、これを別々の形で採決をさせてもらってもいいかなということなんですが、それとも一本にまとめる必要があるのか。

（「別々でいいのではないのでしょうか。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでいいでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 他に皆さんの方からこれらの意見書に対するご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでは、一つひとつ採決しますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで協議を終わります。

初めに、意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

意見書第1号の採決を行います。

意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

従って、意見書1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午後0時〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 続きまして、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」について、討論、採決を行ないます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

意見書第2号の採決を行います。

意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

従って、意見書2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時1分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(福廣和美委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがこれにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後0時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 19 年 4 月 27 日

環境厚生常任委員会 委員長 福 廣 和 美